



災害時要援護者台帳への登録にご協力ください

町では、平成25年度に、松伏町災害時要援護者個別計画に基づく「災害時要援護者台帳」を策定しました。これから起こりうる大規模地震・風水害等の自然災害において、障がいのある方や高齢者に代表される要援護者といわれる方々は、避難の際に援護支援を必要とされます。この台帳の要援護者情報を、あらかじめ了解を得た上で収集し、関係機関に提供することにより地域全体で災害時要援護者を支援していくものです。

■台帳情報の提供先

松伏町社会福祉協議会、松伏町民生委員・児童委員協議会、吉川松伏消防組合、吉川警察署など

■登録対象者

次の①又は②の要件に該当する方

①75歳以上の高齢者

②身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳を所持している方

■登録について

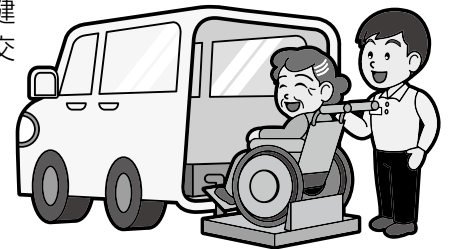
11月下旬に、登録対象者の方々に登録用紙を送付しました。

事業の趣旨をご理解いただき、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で返送してください。

ふれあいデイサービス利用者を募集します

ふれあいセンター「かがやき」を会場に、自宅での閉じこもりの防止や健康チェック、趣味生きがい活動、日常動作訓練など、介護予防と健康保持、交流を目的にデイサービス事業を行っています。

会場までの送迎サービスもありますので、ぜひご利用ください。



■対象／町内在住の65歳以上で、介護保険認定外の方

■利用日／月・火・木・金曜日(祝日を除く)のうち、週2日まで

■利用料／1日350円(ほかに昼食代として、300円程度の実費負担あり)

■利用するには

①住民ほけん課窓口(電話可)へご相談の上、事業見学を行います。

②その後、利用申請をお願いします。申請後、利用希望者の方と面談の上、利用の可否について通知します。

問合せ／春日部年金事務所

☎048-737-7112(音声②)

国保年金担当 ☎991-1870



国民年金保険料の後納制度の再勧奨について

年金確保支援法による後納制度については、平成27年9月30日までの時限措置であることから、後納制度の利用促進のため年金機構より再勧奨が行われ、受給資格期間(300月)に満たない方などに案内が随時送付されました。

※後納制度とは時効で納付できなかった国民年金保険料について、平成24年10月～平成27年9月までの3年間に限り、過去10年分まで納付することができる制度です。

■対象／次の①から③の要件にすべて該当する方

①45歳以上の方

②納付及び免除の合計月数が300月未満の方

③過去に後納保険料の申し込みを行ったことがない方